

○総務省告示第七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百十六号（統計法第二条第四項第三号による基幹統計とみなす統計に関する件）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年一月十八日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
「略」	名称		
	作成目的		
	作成者		
	作成方法		
改正前			
「同上」	名称		
	作成目的		
	作成者		
	作成方法		

備考 表中の「」の記載は注記である。	「略」	個人企業 経済統計	個人企業 の経営 の 実態を 明らか にする ことを 目的 とする。	総務大臣	専ら統計
		調査の方 法により 作成す る。			
備考 表中の「」の記載は注記である。	「同上」	個人企業 経済統計	製造業、卸売・ 小売業、飲食店 又はサービ ス業 を営む個人 企業 の経営の 実態を 明らかに するこ とを目的 とする。	総務大臣	専ら統計
		調査の方 法により 作成す る。			